

計算工学講演会実行委員会規程

2022年11月30日 制定

(目的)

第1条

本規程は、一般社団法人日本計算工学会の定款第3条に基づいて開催される計算工学講演会の実行委員会（以下「委員会」という。）に関する業務を行うことを目的とする。

(委員会の業務)

第2条

委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 計算工学講演会を企画・運営・実施する。
- (2) 計算工学講演会論文集を発行する。
- (3) 「グラフィクスアワード選考規程」に従い、グラフィクスアワードの選考・授与を行う。
- (4) 「優秀講演表彰選考規程」に従い、優秀講演表彰の選考・授与を行う。

(委員会の組織と構成)

第3条

委員会の組織と構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員会は30名程度の委員をもって構成する。
- (2) 学会の講演会担当理事による委員長1名、副委員長1名をおく。また、必要に応じて現地実行委員長をおくことができる。
- (3) 事務局業務については民間業者に委託できる。

(委員等の候補者の選出および任期)

第4条

委員等の候補者の選出および任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員長、副委員長は、理事会において選任される。
- (2) 委員長、副委員長の任期は原則2年とする。
- (3) 委員は、委員長が専門性を考慮して推薦し、委員会の承認を得て着任する。また、委員の退任については委員長が委員会に諮り、承認を得る。
- (4) 委員の任期は原則2年とする、ただし、委員会活動の円滑な運営を図るため、再任はさまたげない。

(委員会の活動)

第5条

委員会の活動は、次のとおりとする。

- (1) 委員会業務を遂行するための委員会を年3回程度開催する。

(ワーキンググループの設置)

第6条

ワーキンググループの設置は、次のとおりとする。

- (1) 計算工学講演会の企画・運営・実施の遂行のためにワーキンググループを設置できる。
- (2) ワーキンググループは、主査、グループ員により構成される。また、必要に応じて、副査、幹事をおくことができる。
- (3) 委員長がワーキンググループの提案および専門性を考慮して委員の中からワーキンググループの主査、副査、幹事、グループ員の構成を推薦し、委員会の承認を得て設置する。
- (4) ワーキンググループの主査は、運用の円滑化のためにワーキンググループ内の取り決めに関する資料を準備する。

(講演会の開催場所)

第7条

計算工学講演会の開催場所は、次のとおりとする。

- (1) 原則、一年ごとに首都圏と首都圏以外で交互に開催する。

(改廃)

第8条

本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

2022年11月30日 制定

以上